

改 正 後	現 行
<p>（業務運営に関する措置）</p> <p>第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面を交付するための措置</p> <p>六 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者から資産の運用に関する重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面の交付の請求があつたときには、当該保険契約者に対し、直ちに、当該書面を交付するための措置</p> <p>七～九 （略）</p> <p>2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号から第七号までの規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」と</p>	<p>（業務運営に関する措置）</p> <p>第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第七十四条第一号の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に関して別表に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置</p> <p>（新設）</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号及び第六号の規定による書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という</p>

いう。)により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一・二 (略)

3～6 (略)

別表(第五十三条第一項第五号関係(資産の運用対象が受益証券又は投資証券の場合))

- 一 資産の運用対象となる受益証券又は投資証券(以下「受益証券等」という。)の名称
- 二 受益証券等の目的及び基本的性格並びに仕組み
- 三 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限
- 四 受益証券等の投資リスク
- 五 受益証券等の投資状況、投資資産(投資有価証券の主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なものをいう。)、及び運用実績(純資産の推移及び収益率の推移を含む。)
- 六 受益証券等の貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の主要部分

(削る)

(注) (略)

。により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該書面の交付をしたものとみなす。

一・二 (略)

3～6 (略)

別表(第五十三条第一項第五号関係(資産の運用対象が受益証券又は投資証券の場合))

- 一 資産の運用対象となる受益証券又は投資証券(以下「受益証券等」という。)の名称
- 二 受益証券等の目的及び基本的性格、沿革並びに仕組み
- 三 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限
- 四 受益証券等の投資リスク
- 五 受益証券等の投資状況、運用実績(純資産の推移及び収益率の推移を含む。)、並びに設定及び解約の実績
- 六 受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表
- 七 受益証券等の純資産額計算書(資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量及び一単位あたり純資産額を含む。)、投資主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なもの

(注) (略)

別表（第五十三条第一項第六号関係）（資産の運用対象が受益証券又は  
投資証券の場合）

（新設）

一 受益証券等の沿革

二 受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属  
明細表

三 受益証券等の純資産額計算書（資産総額、負債総額、純資産  
総額、発行済数量及び一単位あたり純資産額を含む。）

四 受益証券等の設定及び解約の実績

（注）受益証券等について証券取引法第十三条第一項に規定する  
目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利  
用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合に  
あっても、これに準じて作成すること。